輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

買手が負担する輸入貨物に係る品質検査委託費用について

照 会

照会内容等	① 輸入貨物の品名	機械部分品（税表分類：第 84 類）
	② 照会の趣旨	買手が買手の海外現地法人に支払う輸入貨物に係る品質検査委託費用が課税価格に算入されるかを照会するものです。
	③ 取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由	別紙１のとおり。
④ 関係する法令条項等		関税定率法第４条第１項本文
⑤ 添付書類		照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料

回 答

回答年月日	平成 22 年 12 月 2 日	回答者	名古屋税関業務部首席関税評価官
回答内容	別紙２のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。 (1)　回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2)　回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご留意ください。		

（別紙１）

１．取引形態図

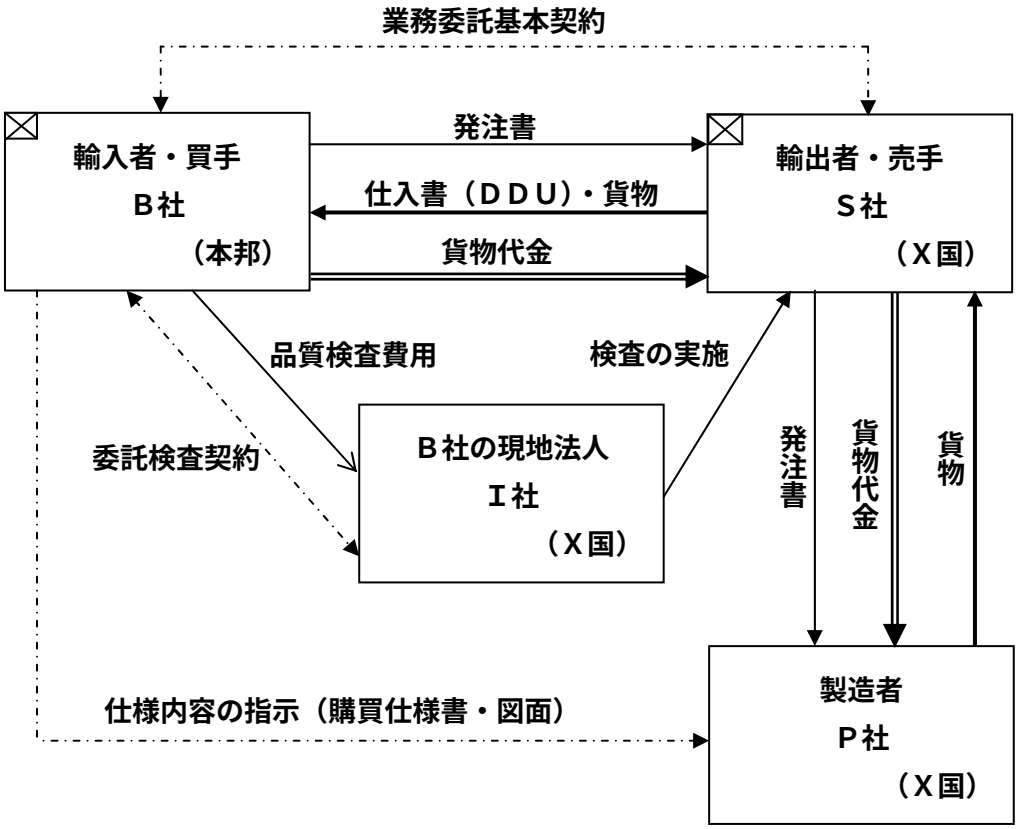

２．取引の概要

(1) 輸入者であるＢ社は、Ｘ国所在の輸出者であるＳ社から運搬装置の部分品（以下「輸入貨物」という。）をＤＤＵ条件にて輸入（購入）します。なお、輸出者と輸入者との間に特殊関係はありません。

(2) 輸入者は、国内で製造する製品（運搬装置）の部材として使用するために、輸入貨物をＸ国の製造者から調達します。輸入者は当該輸入貨物に係る輸出業務を輸出者に委託するために、輸出者と業務委託基本契約を締結しています。

(3) 当該業務委託基本契約の主な内容等は、以下のとおりです。

① 輸出者は、輸入者の指定するＸ国の製造者から輸入貨物を調達の上、適正に在庫管理を行い、輸入者へ輸出する。

輸出者は輸入者に対し、輸出者の輸入貨物の仕入単価に輸出者の手数料及び輸入貨物の仕入れ、保管から納入までに発生する物流・金利・諸税等実費を上乗せし、輸入者に輸入貨物をＤＤＵ条件にて売渡す。

なお、当該「保管から納入までに発生する物流」の費用には、輸出者が賃借契約しているＸ国内の倉庫（以下「指定倉庫」という。）における保管料・倉庫賃借料、出荷貨物のコンテナ詰め作業費、輸出通関手続費用、船積荷役料、船賃、輸入港での荷役料、輸入通関諸費用、輸入港から輸入者の倉庫までの配送費が含まれる。

② 個々の売買契約は、輸入者が発注年月日、輸入貨物名、数量、納期、納入場所、代金の額、単価

等を定めた発注書を輸出者に交付し、輸出者がこれを受諾する意思表示を行うことによって成立する。

③　輸入者は、輸出者が製造者に対して適正に発注した輸入貨物については、全量買取義務を負う。

④　輸出者は、輸入者の注文に基づき、製造者に対して発注を行う。輸出者の発注に伴う、製造者との納期の交渉及び製造者への代金支払は輸出者が行う。

⑤　輸出者は、輸入貨物に適した梱包及び荷姿で納入するよう製造者へ指示し、同時に納入品に関する書類（輸入者の指示に基づく試験・検査成績表・取扱説明書等関係書類）を輸入者に提出しなければならない。

⑥　輸入者は、輸出者から輸入貨物の引渡しを受けた後、納品された輸入貨物につき受入検査（検収）を行う。輸入者は、当該受入検査により不良を発見した場合、直ちに製造者へ無償代替品発送を輸出者経由で依頼し、直接当該代替品を受領する。

⑦　輸出者は、製造者からの輸入貨物の調達及び供給について、その品質、納期遅延、供給不能等の問題が生じた場合、輸出者はその責任を負わない。なお、製造者に対し、輸入者に協力するよう指示するなど可能な範囲で調達及び供給に努力する。

⑧　上記⑥の受入検査の結果、輸入貨物に瑕疵が発見された場合は、輸入者又は製造者が、瑕疵の内容に応じて責任を分担し、輸出者は製造者が負うべき瑕疵が発生した場合、製造者に対し、輸入者に協力するよう指示するなど可能な範囲で努力する。

　輸入者と輸出者は、受入検査不合格となった輸入貨物について、輸入者が責任を負うべき瑕疵については、輸入者が合格品と同様に買取り、製造者が責任を負うべき瑕疵については、輸出者が当該製造者に対し当該補修・代替品供給等の対応をさせるよう努め、最終的に製造者に負担させることができる範囲内で、輸出入者間の対価減額等の対応を取る。

⑨　輸入貨物の所有権は、輸出者が輸入貨物を船積みし、同船積書類を輸出者から輸入者へ送付したときをもって輸出者から輸入者へ移転する。

⑩　上記⑥による、輸入貨物の受渡完了後に生じた輸入貨物の滅失、毀損、減量、変質その他一切の損害は、製造者の責めに帰すものを除き輸入者の負担とする。但し、輸出者の指定倉庫へ搬入した日を起点に、在庫保管を経て輸入者又は指定場所へ納入するまでの区間は、輸出者が付保する保険にて対応する。

(4) 輸入者は、製造者に対して「購買仕様書」を送付することにより、輸入貨物の仕様内容の指示をします。また「購買仕様書」により、製造者が輸出者に出荷する際の全数品質検査を義務付けています。検査内容は、組立寸法検査、動作確認、カシメ寸法等検査、外観（色、キズ、汚れ、割れ、塗装の剥離）の目視等です。

　製造者は、輸入貨物ごとに行った当該出荷前検査に係る検査記録表を作成し、輸入者あて送付します。

　なお、輸入者は製造者とＯＥＭ協議書を締結しています。当該協議書の主な内容は、以下のとおりです。

①　製造者は、輸入者又は輸入者が指定した会社等により提出された仕様書に従って、製品を製造する。

②　製品は、双方が合意した契約書により、輸入者又は輸入者が指定した会社等に販売される。

③　製品の所有権は、危険負担の移転と同時に製造者から輸入者に移転する。

(5) 輸入者は、上記(4)のとおり、製造者に出荷前の全数検査を行わせているものの、製造者による検査だけでは不良品率を低下させることができないと過去の実績から判断し、輸入者の費用負担で、製造者の検査項目と重複するものの、指定倉庫等において、コンテナ詰めの前に日本の検査基準による検査を実施するため、X国所在の輸入者の現地法人であるＩ社と委託検査契約を締結し、輸入者の費用負担で輸入貨物の品質検査を委託しています。Ｉ社は、指定倉庫で検査を行う場合と、製造者へ出張して検査を行う場合とがあるが、どちらの場合においても、Ｉ社が行う検査の対象は製造が完了した輸入貨物であり、製造者への出張検査においても、製造過程における検査を行うことはありません。

(6)　当該委託検査契約の主な内容は、以下のとおりです。

①　Ｉ社は、輸入者のために、品質検査を行う。

②　輸入者は、Ｉ社の検査員に対し、出荷検査、物流途中検査、工場検査の指導（輸入者の品質管理担当者による、Ｉ社の検査員への検査方法、検査のポイント等の指導）を行う。指導を経た後、Ｉ社は独自に関連の検査を行う。なお、検査結果については、Ｉ社が検査報告書を作成し、輸入者に報告している。

③　Ｉ社が行った検査において不良品が発見された場合、Ｉ社は輸入者及び製造者に連絡し、当該３者において適切な処理を行う。なお、検査において不良品が発見された場合は、同時にＩ社から輸出者に対しても連絡される。

④　検査費用の単価は、指定倉庫での検査の場合と製造者への出張検査費によってそれぞれ決められている。Ｉ社は毎月、仕入先毎の検査工数を集計するとともに、その明細書を作成し、輸入者あて送付する。

(7) 以上の各契約に基づいて行われる、本件輸入取引における具体的な流れは以下のとおりです。

①　輸入者は発注書により輸入貨物を輸出者に発注します。これにより輸入者は、輸入貨物の出荷から輸出手続きまでを、輸出者に対して依頼したことになります。

②　輸出者は、輸入者からの発注依頼確認後、直ちに該当する製造者（発注された輸入貨物を製造する製造者）に対し発注書を発出し、輸入貨物の発注を行います。なお、Ｉ社による製造者に出張しての検査が行われる場合があります。

③　製造者により、輸入貨物が指定倉庫に搬入されます。輸出者は指定倉庫搬入時に輸入貨物の受入検査を行い、検査結果を輸入者に通知した上で輸入貨物を引き取ります。輸入貨物が指定倉庫に搬入された時点で、輸入貨物の所有権は製造者から輸出者に移転します。（指定倉庫での保管中の紛失や損壊に係る輸出者の責は、輸出者が付保する保険で対応します。）

④　指定倉庫内において、Ｉ社による検査が行われます。検査の結果、良品については輸出者によりコンテナ詰め（混載）された後、輸出されます。不良品については、上記(6)③にあるように、何らかの処理が取られることになります。

(8) 輸出者は、製造者が行う検査（上記(4)）及び輸入者から委託されＩ社が行う検査（上記(5)・(6)）のどちらにも関与していません。また、製造者はＩ社が行う検査に関与していません。

３．関税評価に関する照会者の見解

品質検査委託費用は、輸入貨物の総コストの一部ではないと解釈されるため、課税価格に加算する必要はないと考えます。

（別紙２）

【回答内容】

買手が負担するＩ社に依頼して行わせる検査に要する費用（品質検査委託費用）は、現実支払価格を構成せず、課税価格に算入されないものと解されます。

【理由】

１．現実支払価格とは、当該輸入貨物につき、買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払の総額（買手により売手のために行われた又は行われるべき当該売手の債務の全部又は一部の弁済その他の間接的な支払の額を含む。）であるとされています（関税定率法施行令第１条の４）。

また、現実支払価格とは、買手が売手に対して又は買手が売手の負っている債務を弁済するために第三者に対して、輸入取引の条件として現実に支払った又は支払うべき総額をいうとされています（関税定率法基本通達（以下「通達」という。）４－２（２））。

２．輸出国における輸入貨物の検査に要する費用の関税評価上の取扱いとして、売手（売手の依頼を受けた検査機関等の第三者を含む。）が自己のために行った検査に要した費用を買手が負担する場合は、当該費用を課税価格に算入し、買手（買手の依頼を受けた検査機関等の第三者を含む。）が自己のために行った検査に要した費用を買手が負担する場合は、課税価格に算入されないと解釈されています（通達４－２の３（１）及び（２））。なお、同通達における「検査」とは、輸入貨物が売買契約に定める品質、規格、純度、数量等に合致しているか否かを確認するための検査又は分析をいうものとされています。

３．本件輸入取引は、輸出者と輸入者との間の売買が、貨物を外国から本邦へ向けて輸出することを目的として行われたときの売買と認められ、売手は輸出者であるＳ社（以下「売手」という。）、買手は輸入者であるＢ社（以下「買手」という。）であると解されます。

また、買手は製造者に対して、輸入貨物の仕様内容を指示する「購買仕様書」において、製造者が売手に出荷する際の全数品質検査を義務付けるものとされています。

製造者は、輸入貨物ごとに行った当該出荷前検査に係る検査記録表を作成し、買手あてに送付したうえで、売手に輸入貨物の引渡しを行いますが、製造者による検品は製造者の責任のもと、製造者の費用により行われることとなっており、買手は、検査結果の報告を受けますが、当該出荷前検査に要した費用を負担しないものとされています。

４．一方で、買手は、購買仕様書において製造者に対し本件輸入貨物の品質検査の義務を課しているものの、製造者が行う検査だけでは、買手が引き取る輸入貨物の不良品率が低下しないとの理由から、買手自らも検品を行うため、製造者が行う検品とは別に検査業務をＩ社へ委託しています。

Ｉ社は、輸入貨物が売手に引き渡された後に、貨物の蔵置場所である指定倉庫内で検査を行う場合と、輸入貨物が売手に引き渡される前に、製造者の工場内において検査を行う場合とがあるが、いずれの場合も、Ｉ社は製造者が検査を終え、輸入貨物の生産を完了させた後に、輸入貨物の検査を行うこととされています。

５．このように、製造者は、買手との購買仕様書において定められている全数品質検査を行った上で、売手に輸入貨物の引渡しを行う一方で、買手は、自身が行う検査が終了した貨物を輸入するため、製造者の検査項目と重複するものの、当該製造者による検査に加え、売手からの引渡し前に第三者であるＩ社に依頼し海外にて行うようにするものであることから、当該買手がＩ社に依頼し行う検査は、買手が第三者に依頼して行う自己のための検査であると認められます。

**　したがって、買手が負担するＩ社に依頼して行わせる検査に要する費用（品質検査委託費用）は課税価格に算入されないものと解されます。**